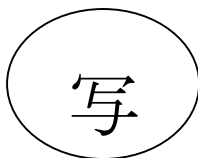


平成 20 年度 決算

健全化判断比率審査意見書

豊島区 監査委員



21豊監発第10021号  
平成21年9月8日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
豊島区監査委員	寺	澤	隼人
豊島区監査委員	鳴	川	智久
豊島区監査委員	木	下	広

平成20年度決算 健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された、平成20年度決算健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

## 目 次

第 1	審査の対象	1 頁
第 2	審査の期間	1 頁
第 3	審査の方法	1 頁
第 4	審査の結果	1 頁
(1)	健全化判断比率について	1 頁
(2)	算定の基礎となる事項を記載した書類について	2 頁
(3)	平成 20 年度健全化判断比率	2 頁
(4)	是正改善を要する事項	2 頁
第 5	審査意見	3 頁
(1)	個別意見	3 頁
①	実質赤字比率について	3 頁
②	連結実質赤字比率について	4 頁
③	実質公債費比率について	5 頁
④	将来負担比率について	6 頁
(2)	総括意見	7 頁
	参考データ	8 頁

# 平成20年度決算 健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項の規定に基づいて、豊島区長より審査に付された次の健全化判断比率である。

- ① 平成20年度実質赤字比率
- ② 平成20年度連結実質赤字比率
- ③ 平成20年度実質公債費比率
- ④ 平成20年度将来負担比率

（関係書類）

- ① 平成20年度決算健全化判断比率等算定様式
- ② 平成20年度決算算定基礎資料

## 第2 審査の期間

- (1) 平成21年8月7日から8月19日まで監査委員事務局による事務検査を実施した。
- (2) 平成21年8月20日に監査委員による審査を実施した。

## 第3 審査の方法

健全化判断比率審査は、区長から提出された平成20年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料について、記載された健全化判断比率が関係法令等の規定に基づき適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が各会計歳入歳出決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているかを主眼として実施した。

この健全化判断比率審査にあたっては、健全化判断比率の算定の検証及び算定基礎資料の内容確認並びに関係部課から事情聴取等、必要な審査手続きをもって実施した。

## 第4 審査の結果

### (1) 健全化判断比率について

審査に付された平成20年度決算健全化判断比率等算定様式については、平成20年度決算算定基礎資料等と照合した結果、表示された計数に誤りがなく、かつ健全化判断比率が関係法令等に基づき適正に算定されていることが認められた。

また、様式について、関係法令等に準拠し、適正に作成されていることを確認した。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類について

平成 20 年度健全化判断比率の算定基礎資料については、各会計歳入歳出決算書及び統計数値等の関係書類等により、適正に作成されていることが認められた。

(3) 平成 20 年度健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成 20 年度	平成 19 年度 (参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	16.25	40.00
③実質公債費比率	8.4	10.0	25.0	35.0
④将来負担比率	—	8.9	350.0	

注 1) ①②は実質収支が黒字のため、また④は将来負担比率がマイナスのため、「—」と表記した。

注 2) 早期健全化基準及び財政再生基準は法令の定めによる。

(4) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 第5 審査意見

### (1) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

一般会計等（従前居住者対策会計を含む）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、資金不足の大きさを示す指標であり、以下の計算方法による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 = \frac{- (3,036,960)}{(68,805,563)} \times 100 = -4.41\%$$

(%)  
〈千円〉

- A＝一般会計等の実質赤字額  
B＝標準財政規模（標準税収入額等に臨時財政対策債の発行可能額を加えたもの）
- Aのうち、一般会計の実質収支額は2,980,090千円の黒字であった。したがって、実質赤字額は－2,980,090千円となる（以下、同じ）。従前居住者対策会計の実質赤字額は－56,870千円であり、実質赤字額の合計は－3,036,960千円となる。

平成19年度比率と比較すると、マイナス幅が0.25ポイント縮小したが、この主な理由は、平成20年度決算における標準財政規模が平成19年度に比較して約5億1,000万円増加したことに加え、一般会計等実質収支額が約1億5,200万円減少したことによる。

いずれにしても早期健全化基準の11.25%と比較しても、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

## ② 連結実質赤字比率について

一般会計等に国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び老人保健医療会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示す指標であり、以下の計算方法による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 = \frac{- (5,975,915)}{(68,805,563)} \times 100 = -8.68\%$$

(%)  
〈千円〉

- A = 全会計の実質赤字額  
B = 標準財政規模
- Aのうち各会計の実質赤字額は、一般会計 -2,980,090千円、従前居住者対策会計 -56,870千円、国民健康保険事業会計 -1,897,664千円、介護保険事業会計 -556,514千円、後期高齢者医療事業会計 -287,503千円、老人保健医療会計 -197,274千円であり、実質赤字額の総計は-5,975,915千円となる。

平成19年度比率と比較すると、マイナス幅が0.43ポイント縮小したが、この主な理由は、平成20年度決算における標準財政規模が平成19年度に比較して約5億1,000万円増加したことに加え、全会計を合計した実質収支額が約2億5,000万円減少したことによる。

いずれにしても早期健全化基準の16.25%と比較しても、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

### ③ 実質公債費比率について

一般会計が義務的に支出しなければならない公債費や土地開発公社に対する用地買収費分割償還金など公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標である。

以下の計算方法により、平成 18 年度から 20 年度の 3 か年の平均比率を算出するものである。

<u>20 年度比率の算出</u>	
実質公債費比率 (%)	$= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100$ <p style="text-align: center;">(千円)</p>
	$= \frac{(6,314,846+2,190,003) - (0+4,263,616)}{(68,805,563-4,263,616)} \times 100$
	$= 6.57\%$
同様の方法で平成 19 年度及び平成 18 年度の比率を算出すると、それぞれ 9.56%、9.36%となり、3 か年の平均比率である実質公債費比率は <b>8.4%</b> となる。	

- A = 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額）
- B = 準元利償還金（満期一括償還地方債の 1 年あたりの元金償還金に相当するもの等、一部事務組合等の起こした地方債に充てられたと認められる補助金又は負担金、公債費に準ずる債務負担行為にかかるもの）
- C = 特定財源
- D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（実質公債費比率の算定における額として総務大臣が定める額）
- E = 標準財政規模

平成 19 年度比率と比較すると 1.6 ポイントの減となっており、実質公債費比率は改善している。

この主な理由は、標準財政規模が増加したことに加え、平成 20 年度において公債費に準じた経費支出を大幅に減らしたことが主な要因である。

早期健全化基準の 25.0%と比較しても、これを下回っており、適正な水準の範囲内にある。



## (2) 総括意見

以上4項目の健全化判断比率については、いずれも法令が定める早期健全化基準を下回っており、本区の財政は全体として概ね健全な状況にあると認められる。

実質公債費比率や将来負担比率については、平成19年度決算と比較しても数値の改善が見られる。これは、平成20年度において起債を抑制したことによる地方債の現在高や土地開発公社の分割償還金の前倒し償還、旧池袋保健所用地のとしま未来文化財団からの買戻しによる公債費に準じた債務負担行為等の支出予定額が大幅に減少したことが、一定の成果となって表れたものと評価できる。

しかしながら、平成19年度において特別区の健全化判断比率の比較では下位に位置していたことやその後の他区の財政状況を勘案すると、平成20年度においても、特別区での比較においては依然として厳しい状況が推定される。したがって、隠れ借金といわれる土地開発公社に対する分割償還金については、実質公債費比率及び将来負担比率を高める大きな要因となっていることから、平成22年度までに計画どおりの返済を行うべく、引き続き最大限の努力を払われるよう要望する。

景気の低迷により、区財政を取巻く状況が悪化する中で、今後の歳入環境の変化や区民需要及び施設改修等による財政需要の動向を的確に把握され、より一層着実な財政運営を推進するとともに、後日公表される特別区の健全化判断比率との比較等も踏まえて、さらなる財政の健全化に努められたい。

また、健全化判断比率については、法に基づき、毎年度、公表を義務付けられているが、公表にあたっては、財政健全化法の趣旨及び健全化判断比率の意義や当該比率による財政状況の評価等が区民に十分理解され、区民が区の財政運営の適否を判断できる財政情報となるよう、より一層わかりやすい広報に努められたい。

〈参考データ〉

平成 20 年度と 19 年度の健全化判断比率の比較

(単位：%)

健全化判断比率	平成 20 年度	平成 19 年度	増 減	改善率(%)
①実質赤字比率	△ 4. 4 1	△ 4. 6 6	0. 2 5	△ 5. 4
②連結実質赤字比率	△ 8. 6 8	△ 9. 1 1	0. 4 3	△ 4. 7
③実質公債費比率	8. 4	1 0. 0	△ 1. 6	1 6. 0
④将来負担比率	△ 1 2. 3	8. 9	△ 2 1. 2	2 3 8. 2